

## 第4章 アイスランド自然災害保険制度の沿革と概要

### 1. 概況

アイスランドは、地震をはじめとする数多くの自然災害に見舞われてきた。中でも、1973年のヘイマエイ火山噴火は大きな損害をもたらし、これを契機に、1975年、アイスランド自然災害保険法が制定され、アイスランド自然災害保険会社（アイスランド語名：Viðlagatrygging Íslands、英語名：Iceland Catastrophe Insurance）が設立された。

アイスランド自然災害保険会社は、地震、噴火、地すべり、雪崩、洪水による損害を補償対象とする保険を提供する保険会社である。アイスランド自然災害保険会社は、政府100%出資会社であるが、独立採算であり、保険事業法に従って保険業務を行っている。アイスランドにおいては、自然災害保険を提供する保険会社は、アイスランド自然災害保険会社のみである<sup>5</sup>。

アイスランドにおいては、建物（居住用・商用等を問わない）に対する火災保険の加入が義務付けられており、同時に自然災害保険に加入することが義務付けられている。また、動産に対する火災保険の加入は任意であるが、動産に対して火災保険を付保する場合には、同時に自然災害保険に加入することが義務付けられている。

### 2. アイスランドの自然災害保険制度の沿革

#### (1) アイスランド自然災害保険法の背景と経緯

1973年1月23日、アイスランド南部沿岸ヘイマエイ島のヘイマエイ火山が噴火した。ヘイマエイ島にはアイスランド最大の漁獲量を誇る天然港があり、約5,200人の住民が生活していた。ヘイマエイ火山の噴火は、死者こそ出さなかったものの、全島民に被害を及ぼし、損害額は2,470万米ドルに及んだ。

この災害に際し、アイスランドにおいては自然災害保険の制度が存在していなかったため、アイスランド政府は急遽、ヘイマエイ火山被害者の救済を行うための特別救援基金を設置した。この基金の財源は消費税の流用を含む税金を資金として賄われ、家屋の清掃・修復、緊急物資供給、動産に対する補償に用いられた。

このような対応がなされる一方で、アイスランド国内では、今後また同様の災害被害が生じた場合にはアドホックな基金では対応しきれないという問題意識が持たれるようになり、常設の自然災害保険の設立が検討されることになった。自然災害保険の設立にあたっては、政府関係者、保険業界関係者、有識者等からなる設立委員会が設置されて種々

---

<sup>5</sup> ただし、アイスランド自然災害保険は暴風（Storm）による損害を対象としていないため、民間保険会社が暴風による損害を補償する保険を提供している。

検討がなされた。その結果、1975年にアイスランド自然災害保険法が制定され、現在の自然災害保険制度が発足した。

アイスランド自然災害保険法は、1992年に改正が行われた。1992年の法改正は、保険事業法および保険契約法において一般の民間保険会社が要求されている帳簿管理と外部監査実施を行う義務をアイスランド自然災害保険会社に対して同様に課すようにすることに主眼があった。それまでは、アイスランド自然災害保険の帳簿管理等は、アイスランド中央銀行によって行われていた。また、他の主要な改正点としては、自然災害保険による補償対象から土地・用地が除外されたこと、一回の自然災害における支払義務上限が総保険金額の10%に引き上げられたことが挙げられる。

## (2) 現在のアイスランド自然災害保険制度の概要

アイスランド自然災害保険法(Act No.55/1992)およびアイスランド自然災害保険規則(Regulation No.83/1993)に基づく現行のアイスランド自然災害保険制度の概要は以下のとおりである。

アイスランド自然災害保険は、アイスランド自然災害保険会社によって運営される。同社は政府100%所有会社であるが、一般の保険会社と同様に独立採算で運営される。自然災害保険は、火災保険への自動付帯が義務付けられている。居住用・商用ともに建造物に関しては火災保険への加入が義務である。動産については火災保険への加入は義務でないが、火災保険に加入した場合には自然災害保険は自動付帯である。公共インフラ類については火災保険の加入は義務でないが、自然災害保険への加入は義務である。

補償する損害は、地震、噴火、地すべり、雪崩、洪水に直接起因する損害である。

保険料率は、一般建造物については保険金額の0.25%、公共インフラ類については保険金額の0.20%である。

免責金額は損害額の5%。最低額は一般建造物については75,000クローナ、公共インフラ類については750,000クローナである。

個別契約毎の引受限度額は設定されていないが、一回の自然災害発生における補償総額はその時点での総保険金額の10%までとされており、これを上回る場合には、一件あたりの補償額がそれぞれ比例で減額される。